

自主防災組織等の充実強化方策に関する検討会設置要綱

1 目的

今後発生が懸念される大規模広域災害に対応するためには、行政による「公助」はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした、地域の各防災組織が連携して行う防災活動である「共助」なくしては、災害に対処することは困難である。

このような認識の下、平成25年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進するとともに、自主防災組織等の活動を活性化することが求められているところである。

このため、自主防災組織等の活動の活性化を図るための支援方策について検討することを目的として、「自主防災組織等の充実強化方策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会は、以下に掲げる事項について検討する。

- (1) 自主防災組織等に対する支援方策
- (2) 「自主防災組織の手引」の改訂
- (3) その他地域防災力の充実強化に関し必要なこと

3 検討会

- (1) 検討会の委員は、学識経験者等の中から主催者が委嘱する。
- (2) 検討会の座長は、主催者が委員の中から指名する。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (4) 検討会は、原則公開とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

4 委員の任期

委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部地域防災室が処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほかは、主催者と協議の上、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。